

投資情報

中国への短期出張におけるビザの取扱い情報

2015年1月1日より中国において「外国人が入国して短期業務を遂行する際の関連手続き手順(試行)」(以下“78号通達”と表記)が施行されたことに伴い、中国への短期出張者に関するビザの取扱いが一部変更されています¹。

78号通達では、短期滞在者が従事する業務を期間の長短ではなく業務内容により、“短期業務”と“非短期業務”(詳細は下述)に分類し、更に、これらのいずれにも該当しない業務は「外国人出入国管理条例」の適用を受けると定めています。このうち、“短期業務”に該当する場合、滞在日数にかかわらず出張者に就業ビザ(以下“Zビザ”と表記)、居留証の取得²を義務付けました。

一方、“短期業務”に該当しない商用(中国語:経商)に属するビジネス出張者に対しては、「シンガポール、ブルネイ、日本公民に対する短期ビザ免除取得の措置」において、滞在期間が15日を超過しない場合には、ビザの取得を免除できる旨が定められています。

本稿では、関連規定の解説及び当室が各所に対し非公式に実施しましたヒヤリング内容をご紹介します。また、現地の実務運用が安定しないとの状況を鑑み、実務上、事前にMビザを取得し入国される例も見受けられますので、Mビザの取得方法についても紹介します。

1. 短期出張者におけるビザ取得要否の取扱い

(1) 関連規定

“短期業務”(次頁表を参照)に該当する場合、78号通達では“業務期間が30日を超えない場合には滞在期間30日のZビザを発給する”と定めるなど、滞在日数にかかわらずZビザの取得を要求しています。また、“中国とビザ相互免除協定のある国の人員が、入国して短期業務に従事する場合には、(中略)Zビザを申請しなければならない”との定めにより、ビザ免除協定等の締結国の出張者であったとしても“短期業務”に該当すれば免除措置の適用が受けられません。

一方、78号通達では“短期業務”に該当しない場合、ビザの免除協定等と78号通達との関係について特段の定めを設けていません。

現時点において、実務上、中国当局は日本国籍者に対して、一定要件を満たす場合にビザの免除措置を

¹ 参照資料:「トーマツ チャイナ ニュース Vol.145号(2014年12月)」。

² 但し、居留証についてはZビザとは異なり、業務期間が30日以内の場合には、その取得は不要と定められている。

認めています。その根拠として「シンガポール、ブルネイ、日本公民に対する短期ビザ免除取得の措置³(以下、“短期ビザ免除措置”と表記)」において、“商用(中国語: 経商)、観光、親族訪問”を目的とする場合、中国での滞在日数が15日以内であれば、ビザ取得の免除措置を適用できる“と定めているためです。

従いまして、78号通達に定める“短期業務”に該当しない場合、日本国籍者の訪中に対し、依然として、短期ビザ免除措置が継続して適用されるか否かがポイントになりますが、中国大使館(領事部)等へのヒヤリング結果は以下の通りです。

表: 78号通達における“短期業務”及び“非短期業務”の定義

短期業務	非短期業務
以下の(1)から(6)のいずれかに該当するもの。 (1) 中国国内の提携先において、技術、科学研究、管理、指導などの業務を遂行すること (2) 中国国内のスポーツ機関において試技を行うこと(コーチ、選手を含む) (3) 映画撮影(コマーシャル、記録映画を含む) (4) ファッションショー(モーターショーのコンパニオン、出版広告用撮影などを含む) (5) 渉外営業性公演への従事 (6) 人力資源社会保障部が認定するその他の状況	以下の(1)から(6)のいずれかに該当するもの。 (1) 購入した機器設備に関連するメンテナンス、据付、試運転、解体、指導及び研修を行う場合 (2) 中国国内での落札プロジェクトに対して行う指導、監督、検査の場合 (3) 中国国内の分公司、子会社、代表処へ派遣され、短期の業務を遂行する場合 (4) スポーツ競技に参加する場合(選手、コーチ、チームドクター、マネージャーなどの関係者を含む) (5) 入国して無報酬の業務に従事する、或いは海外機関が報酬を提供するボランティアなど (6) 文化主管部門が認可書類上に「渉外営業性公演」を未注記の場合

(2) 架電等による各種ヒヤリング結果

当室が2015年1月末に架電等により実施した、ビザ取得要否に関する情報は以下の通りです。

① 中国大使館(領事部)から得たヒヤリング情報(実施日: 2015年1月29日)

- 商用(中国語: 経商)に属するビジネス出張であり且つ 78号通達に定める“短期業務”に該当しない場合では、15日以内の滞在については、ノービザでよい。
- 商用(中国語: 経商)の範囲は広く、“一般的なビジネス出張”と呼ばれるものは“経商”に該当する。例えば、現地法人や取引先との打ち合わせ、工場視察などは“経商”に含まれる。

³ 「シンガポール、ブルネイ、日本公民に対する短期ビザ免除取得の措置」の原文は、以下 URL に掲載されています。(URL: http://www.gov.cn/fwxx/content_2269736.htm)

②その他補足情報

複数の旅行会社の実務運用上の扱いを確認したところの情報は以下の通りです。

【ビザ免除措置への影響】

- 商用、観光、親族訪問、経由等を目的とする方の 15 日以内の滞在の場合、従来通りビザ免除処置が適用されるとの対応を取っている。
- 中国出張の業務内容が“短期業務”に該当する方は、15 日以内の滞在の場合でも、短期滞在ビザ（Zビザ）の取得が必要となる。

(3) 本件における留意事項

- 現時点において規定上及び実務運用上でノービザでの入国が認められる出張であっても、78 号通達は 2015 年 1 月 1 日に施行されたばかりの規定であり、現地での規定の解釈および実務運用に流動的な所もありますので、最新情報の入手に努めていただくよう、宜しくお願い致します。
- 実際に行う業務が“短期業務”等に該当するにもかかわらず、規定で求めるビザを取得せず業務に従事した場合には、入国後に処罰を受ける可能性もありますので、併せてご注意ください。

2. Mビザの取得方法

現地の実務運用リスクへの対応策として、出張目的が短期ビザ免除措置における商用(中国語: 経商)に該当する旨を説明できる書類を準備するなど、ノービザでの入国を理由付けすることで、リスクの低減がある程度、図れるものと考えられます。一方において規制当局による運用リスクを更に低減するために、実務上、事前にMビザの取得を検討するケースも見受けられますので、以下、Mビザの取得方法について説明します。

(1) 申請書類:

Mビザには、シングル・ビザ(当該ビザでの入国は一回限り)、ダブル・ビザ(当該ビザでの入国は二回限り)、マルチ・ビザ(当該ビザの有効期間内であれば入国回数に制限を設けない)の3種類に分かれます。このうち、マルチ・ビザは発行日より最長2年間の有効期間が与えられ且つ1回当たりの滞在日数も最長90日以内まで認められます。但し、同ビザ取得の前提として、原則として、以前にもマルチ・ビザを取得しているか或いは複数回の出入国履歴が求められ、またビザの申請期間に応じてパスポートに7か月から27か月以上の残存有効期間が求められます。

上記各タイプのMビザ取得のための申請手続きはいずれも基本的には同じであり、中国大使館或いは各地の総領事館に、以下の必要書類を提出します。

- 申請書
 - パスポート原本(6か月以上の残存有効期間、2ページ以上の空白ページを有すること)
 - 写真1枚(直近6か月以内に撮影したもの)
 - 中国国内の貿易相手方発行の商務活動書類、経貿交易会招聘状等
- * マルチビザを申請する際には上記以外に加えて、以下のいずれかが必要。
- ・以前に取得したことのあるマルチビザのコピー
 - ・(複数回数の出入国記録がある) 出入境記録のコピー
 - ・被授權単位マルチビザ招聘状(中国語:被授權単位多次査証邀請函)
- (出典: 中国大使館Webページ情報を基にトーマツ中国室が編集)

上記申請書類のうち“中国国内の貿易相手方発行の商務活動書類、経貿交易会招聘状”とは、出張相手先等の受入単位からの招聘状を指します。

なお、招聘状には以下の内容を含む必要があります。

- ① 申請者個人に関する情報: 氏名、性別、国籍、生年月日等
- ② 申請者の訪中に関する情報: 訪中理由、入出国予定日、訪問地等
- ③ 招聘機関或いは招聘者に関する情報: 招聘機関名称或いは招聘者氏名、電話番号、住所、招聘機関印、法定代表者或いは招聘者の署名

(2) 所要時間

中国大使館によれば指定の旅行会社を通じたビザの取得を求めており、一般的な普通申請には4日間、特急申請では2日間の所要期間が必要です。但し、これらは書類に不備のないことが前提ですので、ビザの取得を行う場合には、早めの対応が望ましいものと考えられます。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”なることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited